# 平成30年度 事業計画書



### 平成30年度 事業計画

#### 〔基本 方針〕

社会情勢の変化などにより社会福祉へのニーズは、ますます複雑多様化してきています。これらを解決していくため、現在の福祉は、国が大きく掲げている「ニッポンー億総活躍プラン」の下、「地域共生社会の実現」を目指して『我が事・丸ごと』の考え方によりすすめられています。その中で、8050世帯やダブルケア世帯、生活困窮世帯等の複合的な課題への包括的な相談や解決に向けた支援を"地域"で取り組める仕組みづくりが求められており、住民や行政、福祉専門職は基より医療やその他の専門職の連携と協働が必須とされております。

平成30年度の介護保険制度の改正では、高齢者等がより長く在宅生活を続けていけるよう入退院時の連携やターミナルケア等が強化され、また高齢者と障がい者が共にデイサービス等を利用できる「共生型サービス」が創設されるなど、福祉分野内の横断化は基より、医療と福祉の連携の必要性が高まってきたことがわかります。

以上のようなことから、『地域福祉』という考え方とやるべきことが明確となり、社会福祉協議会として豊かな活動展開がしやすくなってきた反面、求められるものが大きくなると共に存在意義までも問われる時代となってきました。

御浜町社会福祉協議会は、地域福祉の推進の中核となる組織として、また、住民主体となる組織として、ボランティアや市民活動、関係団体、行政など幅広い支援体制の充実とネットワーク作りを進めていきます。

社協内においては、個々の専門性をより高め、全職員が一体となって、すべての係が「地域共生社会の実現」を目指し、時代にあった生活支援が充実できるよう進めていくと共に、時代に合ったサービス開発についても協議を進めていきます。

また、より安定した事業展開を目指して、役職員が一体となって今まで以上に健全かつ効率的な組織経営に取組む必要があります。

平成30年度は、社会福祉協議会が「地域福祉の時代」にふさわしい民間組織となるよう、基本理念である「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を掲げ、4つの推進目標である

- 1. 組織体制の強化と各種事業の健全経営を図る
- 2. 住民参加と協働による福祉社会の実現を目指す
- 3. 地域住民を視点においた総合的な支援体制を充実する
- 4. 多様で柔軟な福祉サービスの提供を目指す

に即した各種事業を、地域住民をはじめ、さまざまな機関・団体等と協働しながら、次の御浜 町社会福祉協議会事業体系に基づき実施してまいります。

#### 【 事 業 体 系 】

#### ◆ 組織の充実強化、法人の健全な運営への取り組み

- 1. 理事会・評議員会の機能・役割の強化
- 2. 各種委員会の運営と業務改善への取り組み
- 3. 労務管理・会計実務等の充実
- 4. 各種リスクマネジメント対策の推進
- 5. 職員の資質向上研修会の開催
- 6. 社協会員の募集
- 7. 自主財源の充実
- 8. 市町社会福祉協議会間の連携強化
- 9. 行政等関係機関・団体との連携強化
- 10. 災害時に関する研究と協議
- 11. 地域福祉活動計画の推進

#### ◆ ボランティアセンターの充実に向けた取り組み

- 1. ボランティア・市民活動センターへの取り組み
- 2. 災害ボランティアセンターの研究と準備
- 3. ボランティアコーディネーター資質の向上
- 4. ボランティア育成事業の実施
- 5. 児童生徒ボランティア啓発事業の実施
- 6. てんとうむしの発行

#### ▶ 地域内の福祉活動支援と地域福祉教育への取り組み

- 1. ふれあいサロンの開催
- 2. ふれあい配食サービスの実施
- 3. 子育てサロンの開催
- 4. 子育て支援活動の展開
- 5. 福祉意識啓発事業の実施
- 6. 地域共生社会の実現に向けたコーディネート業務の展開
- 7. カフェ「1go1笑」の新たな展開
- 8. 神木ほのぼの館を活用した地域福祉活動の展開
- 9. みはまっこ体験クラブの実施
- 10. 御浜町敬老会の開催
- 11. 地域福祉教育推進事業の実施
- 12. ささえあいサービス事業の実施
- 13. 高齢者見守り活動の推進
- 14. 防災・災害救援に関する取り組み
- 15. 介護予防・交流促進支援事業の開催
- 16. 社協だより等広報活動の推進
- 17. 民生委員児童委員協議会との協働活動の推進
- 18. 地域福祉推進を目的とする関係機関・団体との協働活動の推進

#### ◆ 地域内の相談支援と生活支援への取り組み

- 1. 総合相談事業の実施
- 2. 日常生活自立支援事業等の実施
- 3. 権利擁護に関する研究・協議と法人後見の受任
- 4. あんしん訪問相談事業の実施
- 5. 福祉有償運送サービスの実施
- 6. 子育て用品貸出事業の実施
- 7. 当事者及び当事者組織に対する支援の実施
- 8. 生活福祉資金等の貸付の実施
- 9. 生活困窮者等支援活動の展開
- 10. 在宅介護支援事業の実施
- 11. 障がい者相談支援事業の実施
- 12. 見守り・緊急時対応システム事業の実施
- 13. 一般介護予防事業の実施

### ◆ 在宅における各種介護サービス提供への取り組み

- 1. (介護保険) 居宅介護支援事業の実施
- 2. (介護保険) 訪問介護事業の実施
- 3. (介護保険) 通所介護事業の実施
- 4. (介護保険) 訪問入浴事業の実施
- 5. (障害者総合支援法) 指定計画相談支援事業の実施
- 6. (障害者総合支援法) 居宅介護事業の実施
- 7. 障がい者デイサービス事業(日中一時支援事業)の実施

#### ◆ その他の取り組み

- 1. 福祉系サークルに対する協力
- 2. 関係団体等の事務局業務の実施
- 3. 共同募金等各種募金活動の展開
- 4. 御浜町福祉健康センター指定管理業務の実施

# ◆ 組織の充実強化、法人の健全な運営への取り組み

 項 目	事 業 内 容	 備 考
1. 理事会・評議員会 の機能・役割の強 化	理事会については、年4回以上開催し、執行機関として予算、決算、事業計画、事業報告、定款規程等の制定・改正、運営・経営に関すること等、適切な運営を行っていくための重要事項を協議決定する。 評議員会については、年3回以上開催し、社会福祉法の改正により今まで以上に諮問機能を発揮する。	
2. 各種委員会の運営と業務改善への取り組み	社協内に役職員による各種委員会を設置し、事業経営及び時代にあった福祉事業に必要な事項について研究協議または審議することにより健全な運営を図る。  ○総務委員会(年2~4回)  ○貸付審査委員会(必要時開催)	
3. 労務管理・会計実 務等の充実	時代に即した事業運営を目指すためには、適正な労務管理・雇用管理・会計管理の実施は必須である。それぞれの事項について研修を受けながら充実を図る。	
4. 各種リスクマネ ジメント対策の 推進	苦情解決のシステムの構築、第三者委員の設置、福祉サービス情報公表の実施、介護事故や災害時の対応等、法人運営に関して発生する様々なリスクに対して、適切な対応が図れるよう各種研修会への参加を図る。  〇第三者委員 上ミ地 祥 浩 氏	
5. 職員の資質向上 研修会の開催	各職員の資質を高めると共に社協サービスの向上を目的として、研修体系に基づき専門的な研修の機会を設ける。	
6. 社協会員の募集	会費徴収を職員が中心となり実施する。(徴収時期:2月~3月)  ○一般会員 1,000円(1口あたり) ○法人会員 3,000円(1口あたり)	

 項 目	事 業 内 容	備	考
7. 自主財源の充実	財政状況が厳しい中、社協の自主財源確保は重要課題である。地域福祉推進の事業費となる社協会費、寄付金、共同募金についてはもちろんのこと、新たな公益事業の開拓や助成金についても積極的に取り組む。  ○社会福祉基金 ○社協基盤整備積立金 ほか		
8. 市町社会福祉協 議会間の連携強 化	三重県下の社会福祉協議会同士が積極的に情報交換等を行うことで健全な法人運営や社協事業の充実を図る。特に熊野市・紀宝町の各社協とは密接な連携をとり広域を意識した各種会議や研修会を開催していく。  ○三重県社会福祉協議会主催の各種会議・研修会 ○熊野市・紀宝町・御浜町社会福祉協議会連絡会議 ○紀南地方市町社会福祉協議会事務局長連絡会 ほか		
9. 行 政 等 関 係 機 関・団体との連携 強化	御浜町地域福祉(活動)計画において、行政・社協・住民の役割が明記されているように、今後の社協の地域福祉事業を充実させるためには、財政面も含め行政等の理解と支援が必要となる。また、事業実施にあたっては多様な関係機関・団体との連携が必要であり強化に努める。		
10. 災害時に関する研究と協議	社協が災害時や平時の災害対策として、どのような事業展開や一役を担えるかを研究すると共に、行政等との協議も引き続き行う。また、平成28年度に策定した災害時の社協事業継続計画については定期的な確認を行うことで有事の際に備える。		
11. 地域福祉活動 計画の推進	平成28年度に策定した第3次「地域福祉活動計画」推進の ための委員会を設置し、事業評価を行いながらより地域の実 情に即した活動展開を図る。		

# ◆ ボランティアセンターの充実に向けた取り組み

項目	事 業 内 容	備	考
1. ボランティア・市	近年、ボランティア活動範囲の拡大やNPO・市民活動と		
民活動センター	の連携も必要となってきており、ボランティアセンターの担		
への取り組み	う役割範囲はますます拡大している。平成 30 年度も引き続		
	き、ボランティア・市民活動センターを視野に入れながら、		
	各種団体と協議を進める。また、生活支援コーディネーター		
	等とも連携し、地域のニーズとシーズ(持っているノウハウ)		
	に対してアプローチを行い、地域活動がより豊かになるよう		
	取り組んでいく。		

項 目	事 業 内 容	
2. 災害ボランティアセンターの研究と準備	災害時に設置される「災害ボランティアセンター」について、社協が運営に大きな役割を果たす。 大災害時でも円滑な運営ができるよう、行政と引き続き協議を行うと共に、平成24年から平成26年度の災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者等と研修会や訓練を行いセンター機能の強化を図る。 その他、必要な機材や備品の整備を行う。	
3. ボランティアコーディネーター 資質の向上	ボランティアに関する担当職員としてボランティアコーディネーター(通称:ボラコ)を設置している。コーディネート業務にはケースワークとグループワーク等の相談援助技術や知識が必要であるため、三重県社会福祉協議会主催の専門研修への参加や、県や近隣ボラコとの会議への参加を通じて資質向上に努める。また、生活支援コーディネーターと連携した幅の広いコーディネートを行う。  ○ボランティアコーディネーター(1名)	
4. ボランティア育成事業の実施	ボランティアの発掘育成は、福祉に関する意識啓発、住民参加による福祉活動など「ふくしの町づくり」のために重要な事業に位置づけられる。 平成30年度も、従来の講座に加え、時代に即した担い手の育成として、高齢者や障がい者、子育て等のサポートを行うボランティアの養成も行う。  〇学生ボランティア講座(年1回) 〇しゅみ活動講座(年3回) 〇夏休み親子手話教室(年1回・手話サークルへ依頼) 〇ボランティア活動のニーズに即した講座(随時) 〇福祉担い手養成講座 〇子育ちマイスター養成講座	
5. 児童生徒ボラン ティア啓発事業 の実施 6. てんとうむしの	町内の学校と連携し、学校における児童生徒の福祉教育、福祉啓発を目的として町社協が指定し助成をする。また各学校の授業上での福祉体験等の依頼を受け、福祉健康センターまたは必要に応じて学校での出前福祉講座等を開催する。  ○ボランティア協力校(各3万円助成) ○福祉教育推進校(1事業につき1万円助成、最高5万円まで助成) ○各学校での出前福祉講座(適時) ○町福祉健康センターでの福祉講座(適時)	
で、こうむしの 発行		

# ◆ 地域内の福祉活動支援と地域福祉教育への取り組み

	事業内容	
1. ふれあいサロン の開催 〈行政補助事業〉	小地域における高齢者を中心として、生きがいや健康づくり、社会参加を目的とした「ふれあいサロン」(1回あたり2~3時間程度・10地区で開催)を開催する。 平成30年度も、地区の状況を勘案しながら、回数の増加や自立運営を促していく。  ○神木 ○尾呂志 ○阿田和上地 ○上市木 ○志原 ○阿田和 ○下市木(だるまランド) ○引作・柿原 ○萩内団地	
2. ふれあい配食サ ービスの実施 〈行政補助事業〉	地域の一人暮らし等の高齢者に対して、同じ地域のボランティアによる調理・配食を通じ、ふれあい訪問型の配食サービス活動が展開されている。今年度も全地区(6地区)で展開する。	
	○上市木地区       ○下市木地区         ○志原地区       ○神木地区         ○阿田和地区       ○尾呂志地区	
3. 子育てサロンの 開催	保護者やボランティア、子育てサロン支援協力者が一緒になって、保護者同士の交流やリフレッシュできる場として「ちびっこランド」を開催する。なお、ちびっこランド市木においては、下市木のふれあいサロンと合同で「だるまランド」として実施。  ○ちびっこランドしはら(毎月1回)  ○だるまランド(ちびっこランドいちぎ)(毎月1回)	
4. 子育て支援活動の展開	子育て支援活動の充実を目指して、ボランティアセンターとの協働で人材育成を行い、公共機関やイベント等へのコーディネートを行う。また、子育てに関するたまり場支援として、従来の場は基より保護者のニーズに応じて新しい場の立ち上げ支援も行う。その他、子育て支援センターへ職員を派遣し、行政と連携した子育て支援を目指す。  ○育児用品リユース広場 ○パパママワーク ○ファミリーサポート事業の支援	
5. 福祉意識啓発事 業の実施	住民の福祉意識の啓発については、不断なく継続して実施することが大切である。今年度もイベント等を通じて広く福祉に対する理解を深めていただくことを目的に実施する。  ○福祉映画会の上映(年1回)  ○あいあい祭りの開催(年1回)	

	事 業 内 容	 考
6. 地域共生社会の	生活支援コーディネーターを行政からの受託により引き	 
実現に向けたコ	続き配置する。	
ーディネート業	「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業における地域力	
務の展開	強化推進事業を新たに受託し、生活支援コーディネーターと	
〈行政受託事業〉	連携した活動展開を図る。	
	具体的には、幅広い世代の個別ニーズと地域のニーズを把	
	握し、関係機関や地域、ボランティアとの連携することで、	
	住民が地域課題を理解し主体的に解決を試みることができ	
	るよう支援を行う。さらに、たまり場作りや生活支援体制の	
	充実や開発につなげ、高齢者のシーズ (持っているノウハウ)	
	にも着目し、コーディネートを行うことで生きがいや社会参	
	加の場の確保にもつなげていく。   このような取り組みを繰り返し行いながら、地域生活課題	
	このような取り組みを繰り返し行いなから、地域生活味過   を包括的に受け止める体制の構築を目指す。	
	平成 30 年度は、関係機関の協力を得ながらモデル事業の	
	あたら展開への取り組みを行う。	
	○小地域たまり場づくり	
	○農業を取り入れたモデル事業(通所型サービスB)	
	○生きがいのつどい啓発 (趣味、ニュースポーツ等)	
	○地域座談会の開催	
7. カフェ「1 go 1	_	
笑」の新たな展開	て平成29年度から認知症カフェを展開しており、喫茶とし	
	てのノウハウを蓄積できたことで、地域の福祉の拠点の1つ	
	として位置づけ、地域のニーズに合わせて、開催日・時間を	
	増やし、地域や障がいのある方の憩いの場所となるコミュニ ティカフェへの展開を図る。	
	ノイガノエ の成例を囚る。	
8. 神木ほのぼの館	神木ほのぼの館を地域の福祉拠点の1つと位置づけ、神木	
を活用した地域	や町域のニーズや現状に合わせて、ボランティア等の協力を	
福祉活動の展開	得ながら地域福祉活動の展開を図る。	
	〇よりみち広場 (毎週火・木曜日 午後開催)	
	○子育てや介護予防等のニーズに応じた一般開放	
	○ボランティア活動の場としての提供	
9. みはまっこ体験	町教育委員会やボランティアとの協働で、子どもたちがさ の協働で、子どもたちがさ	
クラブの実施	まざまな体験活動ができる場と気軽に安心して集える場(た	
y y v v JChe	まり場)作りとして開催する。平成30年度は、年間8講座	
	程度を予定しており、多くの児童が参加できるよう各地区の	
	公民館等を活用する。	
	○走り方講座 ○ヒップホップダンス	
	○科学教室  ○お菓子作り講座  等	
1 O then he may the lat A	イーナレン A の ロコインマ L ) A 「 //en > c m > + + / A - 2 * ロロ // L ) マ	
	行政からの受託により、「御浜町敬老会」を開催する。	
の開催		
〈行政受託事業〉		

 項 目	事業内容	 
11. 地域福祉教育 推進事業の実施	小地域を対象とする福祉教育を実施し、福祉に対する関心と地域コミュニティーの意識啓発を図る。 小地域における世代間交流、児童健全育成、コミュニティー形成を目的とするイベントに対して町社協が指定し助成する。 ○福祉コミュニティー推進事業(地区助成事業) ○地域福祉活動助成事業(小地域助成事業)	
12. ささえあいサービス事業の実施	有償型の住民参加型在宅福祉サービスとして、住民に「支え手側」と「受け手側」の会員制度をとり進めてきたが、今後は、相互が会員となり、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる仕組みを構築し、支援を支「縁」に紡いでいけるようなサービスとなるよう見直しを行う。 また、その時々によってなんらかの支援を要する方の家事(掃除や買物等)や病院内の付き添い、見守り等の従来の生活支援と併せて、新たに生活体制整備事業として行っている特定のたまり場の支援のための世話人の派遣、送迎なども行う。 平成30年度も引き続き、ニーズに応じて新しい支援活動が見出せるよう取り組みを行うと共に提供会員の増員を図る。  ○会員(40名)	
13. 高齢者見守り活動の推進	各地域において認知症や虚弱などにより、近隣住民との関係が希薄となっている高齢者をフォーマルだけではなく、インフォーマルな活動へとつなげていくため、民生委員児童委員や地域ボランティアと連携し、毎月2回定期的に見守りを行う。また、活動を情報共有としての会議や研修会も実施する。さらに、活動を理解し、共に参加してくれる地域ボランティアの育成を行う。	
14. 防災・災害救援に関する取り組み	行政や民生委員児童委員協議会と協働して、災害時における要福祉対象者の安否確認活動を地域に働きかける。また、防災をきっかけとした福祉教育を展開する。  ○災害ボランティアセンターに関する会議への参加  ○要災害時援護者対策への協力  ○御浜町防災会議への参加	
15.介護予防・交流 促進支援事業の 開催 〈行政受託事業〉	行政からの受託により、男性を対象とした活動やたまり場・サロンの発表・交流会、小旅行等の介護予防と交流促進支援につながる事業を様々な形式で年3回程度実施する。  ○健康ランドみはま ○サロンたまり場交流事業	

項目	事 業 内 容	備	考
16. 社協だより等 広報活動の推進	社協事業の紹介や福祉情報の提供等を通じて、社会福祉協 議会及び福祉を理解していだたくことを目的に広報活動を 行う。		
	<ul><li>○社協だよりの発行(年12回)</li><li>○地方新聞社、ZTVへの記事提供等</li><li>○社協会員への会員だよりの発行(年1回)</li><li>○インターネットを活用した広報活動</li><li>(HP、ブログ、SNS等)</li></ul>		
17. 民生委員児童 委員協議会との 協働活動の推進	地域福祉の推進、住民やボランティアによる町づくりについては、民生委員児童委員、主任児童委員も同じ使命を持って活動されている。社協では、民生委員児童委員協議会と密接な連携を図りながら共通の目的達成のために協働して活動を推進する。  ○御浜町民生委員児童委員協議会		
18. 地域福祉推進を目的とする関係機関・団体との協働活動の推進	地域福祉を推進する上で、行政はもとより様々な機関・団体との連携が求められる。社協の特性を生かし多様な機関・団体との連携を深めると共に、必要に応じて協働活動を推進する。		

### ◆ 地域内の相談支援と生活支援への取り組み

項 目	事 業 内 容	備	考
1. 総合相談事業の実施	社協事務所内へ総合相談窓口を設置し、行政からの受託として相談支援包括化推進員を配置する。 世帯全体の複合化・複雑化した課題を「たらい回し」といった事態が生じないよう、包括的に受け止め、相談、助言、情報提供を行うと共に、必要に応じて支援機関につなぐといった中間支援機能が発揮できる総合的な相談支援体制の構築を図る。また、複合的な課題を抱えどこにどう相談して良いかすら分からない世帯等への対応も踏まえ、「待ちの姿勢」ではなく、ネットワークからの連絡体制の整備などを含め、多様な手法により、対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」の考え方を重視する。合わせてワーカースキルのレベルアップを図ることで相談機能の充実を目指す。  ○社協事務所内・総合相談窓口(平日業務時間・土日等は携帯電話にて対応)  ○個人宅やたまり場等への訪問相談の実施 ○相談機能として広報活動の実施 ○相談機能として広報活動の実施 ○相談機能として広報活動の実施 ○相談機能として広報活動の実施 ○相談支援包括化推進会議の開催 ○多職種・多機関のネットワーク化の推進 ○世帯全体の課題を的確に把握		

項 目	事業内容	備考
2. 日常生活自立支援事業等の実施	認知症の高齢者や、知的または精神に障がいがある方などで判断能力が十分でない方に対し、福祉サービス利用の手続きや日常的金銭管理及び書類等の預かりサービスなどを行い、その権利を擁護すると共に、在宅における自立生活を支援する。 その他、日常生活自立支援事業の対象とならないが、一定の金銭管理や出金等が必要と思われる方を対象とした通帳管理サービスを行う。  ○推進員(正規1名・兼務) ○生活支援員(パート3名) ○利用者(10名)	
3. 権利擁護に関する研究・協議と法人後見の受任	権利擁護に関しては、日常生活自立支援事業による取り組みを行っているものの、利用者の判断能力の低下や事業範囲により充分な擁護ができないケースが発生している。このような中、弁護士や関係機関と地域の権利擁護や成年後見制度の研究・協議を行う。また、社協が関わっている方等で成年後見制度が必要と思われる方については、法人後見運営委員会を開催し、法人後見人としての受任を行う。  ○紀南権利擁護支援体制連絡会への参加 ○法人後見運営委員会の開催(年3回) ○権利擁護啓発事業の実施	
4. あんしん訪問相談事業の実施	在宅の一人暮らしや虚弱高齢者等のうち地域社会等と関わりを持てず、つながりが希薄となり孤立する世帯に対して、職員が定期的に訪問し、社会的孤立感の解消及び地域社会とのつながりづくりを行うと共に福祉ニーズの早期発見を目的に「あんしん訪問相談事業」を実施する。  ○対象者(7名)	
5. 福祉有償運送サービスの実施	道路運送法にもとづき、要介護状態等の高齢者及び心身の 障がいにより、単独では公共交通機関の利用が困難な方に対 して、福祉車輌等による有償運送サービスを実施する。 ○福祉有償車輌(5台保有) ○利用者数(約20名)	
6. 子育て用品貸出 事業の実施	子どもの健全な成長を支援すると共に、子育てに係る経済的 負担の軽減を図ることを目的に、社協会員世帯を対象に育児 用品の貸出しを実施する。 【貸出しできる育児用品】 ①ベビーシート、チャイルドシート ②ベビーカー ③ベビーベッド ④ベビーバス ⑤ベビーバスチェア	

 項 目	事 業 内 容	 備 考
7. 当事者及び当事者組織に対する支援の実施	障がい者の方々が、自分たちで集まり生きがいや交流を深めるグループに対して、ボランティアとの協働により運営の支援を行う。また、在宅の高齢者や心身障がい者の方などに対し、必要に応じて新規たまり場づくりやボランティアと民生委員児童委員等との協働による支援を行うほか、社会参加を図る各種支援事業を実施する。  ○フレンドの会(知的障がい者・年7回) ○あくしゅの作成と配布(高齢者・約200部・年4回) ○紀南地域生活交流会の開催(知的障がい者・年4回) ○声の広報の録音と配布(視覚障がい者等) ○歳末事業(障がい者・子どもボランティア等)	
8. 生活福祉資金等の貸付の実施	低所得者世帯等を対象に、民生委員児童委員との協働で経済的に困っている方々に対し、各種福祉資金の貸付をすることで自立生活の支援を行う。  ○生活福祉資金(県社協) ○しあわせ金庫(町社協) ○貸付審査委員会(必要時開催)	
9. 生活困窮者等支援活動の展開	生活困窮者や引きこもりの方への活動として、継続的な関わりが必要な場合は、三重県生活相談支援センターや生活保護ワーカーと連携した就労や外出先の確保等の支援を展開する。また、金銭の管理能力が原因で困窮に陥る恐れのある世帯等については、県社協からの受託により家計相談事業を行う。その他、緊急的に食糧等が必要な世帯に対しては、県社協への申請を通じて提供を行う。  〇三重県生活相談支援センター(県社協)との連携 〇みえ福祉の「わ」創造事業(県社協) ○生活保護ワーカーとの連携	
10. 在宅介護支援 事業の実施	日頃、在宅で介護されている家族または要支援・要介護の 状態となっている方々に対して、在宅介護負担の軽減を目的 に必要な介護機器・福祉車輌等の貸出を行うと共に、介護者 の心身のリフレッシュを図るための事業を実施する。 ○福祉車輛の貸出し(原則として無料・要予約) ○在宅福祉機器の貸出し(有料。但し短期間のみ無料) ○寝たきり者等寝具消毒サービス(有料) ○在宅介護者のつどいの開催(年6回)	
11. 障がい者相談 支援事業の実施 〈行政補助事業〉	障がい者特定相談支援事業と連携的に行い、障がい者に対す る相談事業の充実を図る。	
12. 見守り・緊急時 対応システム事 業の実施 〈行政受託事業〉	在宅のひとり暮らし等で見守りを要する高齢者に、日々の 安否や緊急時に迅速で適切な対応を可能とするシステムの 整備・運用を行うことで、高齢者の在宅生活の支援を行う。	

項目	事 業 内 容	備	考
13. 一般介護予防 事業の実施 〈行政受託事業〉	一般介護予防事業として、虚弱高齢者を中心に生きがいと健 康づくりを目的としたまちかどチェアエクササイズの提供 を行う。		
	○阿田和、市木、志原地区を3班に分け週1回ずつ ○生活相談員(1名)・看護職員(1名)・送迎担当職員 (1名)を状況に応じて配置		

### ◆ 在宅における各種介護サービス提供への取り組み

項目	事 業 内 容	備	考
1. (介護保険) 居宅	居宅介護支援事業では、利用者の心身の状況や環境、利用		
介護支援事業の	者及び家族の希望等を勘案し、計画に基づく介護サービスの		
実施	提供が確保されるように支援すると共に、利用者が主体的に		
	介護サービスを選択することで、自分の人生を自分で作って		
	いくという、自立への意欲を大切にしながら支援を行う。		
	○介護支援専門員[ケアマネジャー](正規5名)		
	○1月あたりのケアプラン数(152件)を目指す。		
2. (介護保険) 訪問			
介護事業の実施	し理解することで、その人らしい自立した生活を送ることが		
	できるように支援を行う。		
	専門的な知識や技術を持って関わることで、利用者一人ひ		
	とりの残存能力を生かし、意欲を引き出す。		
	〇サービス提供責任者(2名)		
	○訪問介護員[登録ヘルパー含む] (10名)		
	○介護福祉士資格取得率の70%以上を維持		
	○1月あたりの延べ訪問回数(580回)を目指す。		
3. (介護保険) 通所	通所介護事業では、利用者の社会的孤立感の解消と、心身		
介護事業の実施	横能の維持、向上を図ることで、健全で安定した生活が送れ		
月段爭未少天旭	るように支援を行う。		
	るように又張で行う。   その家族の身体的、精神的負担を軽減できるよう、個別の		
	こしずに合わせた技術提供と、利用者、家族から喜ばれる柔		
	軟なサービス提供を目指す。		
	   ○生活相談員(2名)・看護職員(1~2名)・機能訓練指		
	導員(1名)・介護職員(11名)・調理師(4名)から、		
	利用者状況により適正な人員配置を図る。		
	<ul><li>○1日あたりの平均利用者数 (25名)、1月あたりの平</li></ul>		
	均利用者数(525名)を目指す。		

項 目	事 業 内 容	備	考
4. (介護保険) 訪問 入浴事業の実施	訪問入浴事業では、利用者の身体の清潔保持と心身機能の 維持を図ることができるように、安全で快適な入浴の支援を		
, ,,,, , ,,, , ,,, <u> , ,,,</u>	行う。		
	家族とのコミュニケーションを大切に、信頼関係を築ける		
	よう専門的知識と技術の提供に努める。		
	○看護職員(1名)・介護職員(2名)を配置		
	○月あたりの平均利用者数(25名)を目指す。		
5. (障害者総合支	障がい者がサービス等利用計画についての相談及び作成		_
援法) 指定計画相 談支援事業の実	などの支援が必要と認められる場合に、障がい者(児)の自   立した生活を支え、障がい者(児)の抱える課題の解決や適		
施入扱事業の英	切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細		
	かな支援を行う。		
	○相談支援専門員(正規 1 名)		
	○作成又该等门员(正然1石)		
6. (障害者総合支	知的・精神・身体障がい者・児童の居宅介護(ホームヘル		
援法) 居宅介護事 業の実施	プ)事業では、在宅で自立生活を送ることができるよう適切 な家事・介護・相談・外出支援等の各種サービスを提供する。		
) ( · ) (// _	社会との関わりや個々のニーズを大切にし、専門知識の習得		
	及び技術の向上を図るため研修等に積極的に参加を行う。		
	○サービス提供責任者(1名・兼務)		
	○訪問介護員[登録ヘルパー含む](10名・兼務)		
7. 障がい者デイサ	障がい者デイサービス事業では、利用者一人ひとりの個性		
ービス事業 (日中 一時支援事業) の	を尊重し、社会と関わりを持てる行事を通じて充実感・達成しばた成じていただけるような行う。		
実施	感を感じていただけるよう支援を行う。		
	○毎週:水曜日		
	○生活指導員(1名)・看護(介護)職員(1名)を配置 ○1日あたりの平均利用人数(6名)を目指す。		
	○ I 日 めた ツップ 十分でリカ 八		
	※その他、障害者総合支援法基準該当生活介護により、介護		
	保険通所介護事業での受け入れを行う。		

# ◆ その他の取り組み

項目	事 業 内 容	備	考
1. 福祉系サークル	町内にある自主運営を行っている福祉系サークルに対し		
に対する協力	て必要に応じて協力をする。		
	○手話サークル・オレンジ		

項目	事 業 内 容	備考
2. 関係団体等の事 務局業務の実施	福祉関係の任意グループや団体等の事務局を行い、運営に関する支援と協働活動を行う。  ○御浜町民生委員児童委員協議会 ○御浜町共同募金委員会 ○御浜町ボランティア連絡協議会 ○御浜町身体障害者福祉会 ○御浜町遺族会	
3. 共同募金等各種 募金活動の展開	赤い羽根・共同募金運動をはじめとする公共性が高い各種募金活動を展開する。  ○共同募金運動・歳末助け合い運動 ○善意の箱(設置募金) ○国内外の災害義援金(必要時) ○三重県ボランティア基金募金 ほか	
4. 御浜町福祉健康 センター指定管 理業務の実施 〈行政受託事業〉	御浜町福祉健康センターの指定管理業務を受託することで、適切に施設の管理運営業務を実施し住民福祉の一層の推進を図る。 業務内容は下記のとおり。 ○施設の管理運営全般 ○施設の施設及び設備等の維持管理 等	